

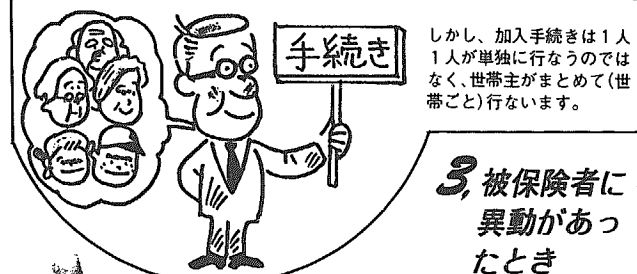
国保に加入する人(被保険者)

1. 1人1人が被保険者

国保では家族の1人1人が被保険者となります。



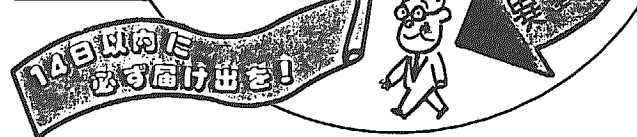
2. 加入手続きは世帯主がまとめて



しかし、加入手続きは1人1人が単独に行なうのではなく、世帯主がまとめて(世帯ごと)行ないます。

3. 被保険者に異動があったとき

被保険者に異動(他の保険に入ったり、他の市区町村へ転出したときなど)があったときは、必ず14日以内に届け出なければなりません。



国保で必要な届け出

1. 国保に入るとき

- 他の市区町村から転入してきたとき。

▼手続きに必要なもの
印かん、他の市町村の転出証明書
- 職場の健康保険をやめたとき。

▼手続きに必要なもの
印かん、職場の健康保険をやめた証明書
- 職場の健康保険の被扶養者からはずされたとき。

▼手続きに必要なもの
印かん、被扶養者になれない理由の証明書
- 子どもが生まれたとき。

▼手続きに必要なもの
印かん、保険証、母子手帳
- 生活保護を受けなくなったとき。

▼手続きに必要なもの
印かん、保護廃止通知書

保険証

1. 保険証は大切に

保険証は原則として1世帯に1枚交付され、

- ①国保の被保険者であることを証明する。
 - ②お医者さんの診察を受けるときに必要。
- など大切な証明書です。取り扱いに気をつけ、きちんと保管を。

2. 2枚目の保険証が必要なとき

保険証は1世帯1枚が原則ですが、1枚では不便な場合(長期出張や修学など)、もう1枚の保険証を交付してもらえます。



2. 国保をやめるとき

- 他の市区町村に転出するとき。

▼手続きに必要なもの
印かん、保険証
- 国保の被保険者が死亡したとき。

▼手続きに必要なもの
印かん、保険証
- 生活保護を受けるようになったとき。

国民健康保険(国保)制度

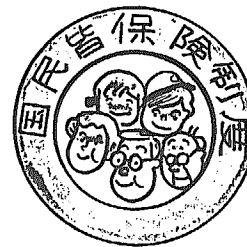
1. 相互扶助が目的

私たちはいつ、どんなとき病気やケガに襲われるかわかりません。そんなとき、お金がなくてお医者さんにかかれないとしたらたいへんです。国民健康保険制度は、そういう場合に備えて、日ごろから加入者が収入に応じて保険料を出し合い、必要な費用に当てようという、「相互扶助」を目的とした制度です。



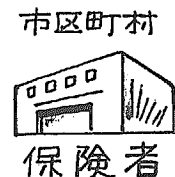
2. 国保に加入する人

私たちは必ずどこかの健康保険に加入しなければなりません。これは昭和36年4月に実施された「国民皆保険制度」にもとづくものです。そのため、職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人以外は、みな「国民健康保険」の加入者(被保険者)にならなければなりません。



3. 国保の運営は市区町村

私たちの住む市区町村が国保の事業の運営を行ない、これを保険者といいます。



- 職場の健康保険に入ったとき。
- 職場の健康保険の被扶養者になったとき。

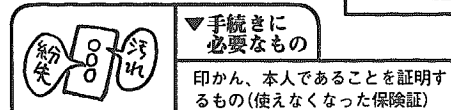


3. その他のとき

- 退職者医療制度の対象になったとき。



- 保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)。



国民健康保険

届け出はお早めに

国民健康保険には、別掲のように「必要な届け出」があります。異動があったときは「早め」に手続きをしてください。

国民健康保険についてのお問い合わせは
■ 役場保健衛生課国保係
(☎041111内線121)へ

- 村内で住所が変わったとき。
- 世帯主や氏名が変わったとき。
- 世帯を分けたり、いっしょにしたとき。

